

# 崇城大学オープンアクセスポリシー

令和3年6月24日  
図書館運営委員会承認

## (趣旨)

- 1 崇城大学（以下「本学」という。）は、本学において産出された研究成果を学内外に公開することにより、研究成果を広く社会へ還元し、学術研究の進展に寄与すること、地域および国際社会の発展に貢献することを目指して、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

## (研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、崇城大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

## (研究成果の提供)

- 3 教職員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿を本学に提供する。

## (適用の例外)

- 4 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

## (適用の不遡及)

- 5 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

## (リポジトリの運用)

- 6 リポジトリの運用に関わる事項は、「崇城大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

## (その他)

- 7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。